

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)は、平成13(2001)年4月に施行した川崎市子どもの権利に関する条例(以下「子どもの権利条例」又は「条例」という。)第36条¹の規定に基づき、子どもの権利に関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的として策定しています。

2 計画策定の経緯と背景

(1) 子どもの権利条例の制定経緯

子どもの権利条例は、平成元(1989)年国連で採択された「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」又は「条約」という。)(日本は平成6(1994)年批准)に基づく国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例です。この条例は、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるためのものです。

国連の条約採択後、虐待や体罰、いじめなどにより子どもたちが苦しんでいたことを背景に、本市では子どもは権利の主体であるという条約の理念を踏まえた条例の策定が求められ、平成10(1998)年に「市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを」を合言葉に具体的な策定に向けて取組を始めました。約2年間で200回を超える会議や市民・子どもたちとの意見交換を行って条例の骨子案について検証し、平成12(2000)年12月に条例を制定、平成13(2001)年4月に施行しました。

(2) 川崎市子どもの権利委員会の役割

条例では、第38条で子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の効果・課題を客観的に検証する機関として人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成される川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)の設置を定めています。

市長は施策を進める上での参考にするために権利委員会へ諮問を行い、その答申の内容をこれまでの行動計画の基本目標や施策の方向、重点施策などに反映させてきました。

¹ 条例第36条第1項「市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。」

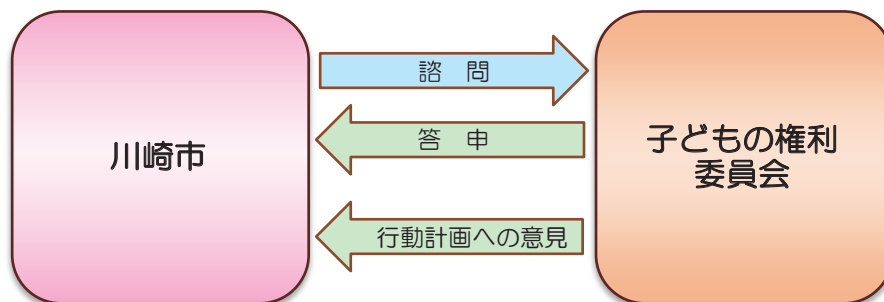
諮問年	主な諮問事項	権利委員会	反映された行動計画
平成 13 年	子どもの参加	第 1 期	第 1 次（平成 17～19 年度）
平成 16 年	子どもの居場所と参加活動の拠点作り	第 2 期	第 2 次（平成 20～22 年度）
平成 19 年	子どもの相談及び救済	第 3 期	第 3 次（平成 23～25 年度）
平成 22 年	条例の広報・啓発	第 4 期	第 4 次（平成 26～28 年度）
平成 26 年	子どもの成長に応じた育ちの支援	第 5 期	第 5 次 = 本計画

市と権利委員会は、条例施行後、子どもの権利保障の実態を把握するために、川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（以下「実態・意識調査」という。）を3年ごとに実施していますが、第5回の調査（平成 26（2014）年）においては、条例を「知らない」と回答する子どもが 54.1%あり、条例の認知度の課題があること、地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所があるかという質問に対し 22.5%の子どもが「ない」と回答し、地域の居場所の支援を進める必要があることなどがわかりました。

第5期権利委員会は、実態・意識調査の結果や行政職員・市民との対話（ヒアリング）の内容等をもとにして施策の検証を行い、「子どもの成長に応じた育ちの支援について」を市長へ答申しました（平成 28 年）。この中で、子どもの各成長期を通しての切れ目のない支援を行うこと、子どもの居場所と自立の支援を行うこと等の提言を行いました（P.53 参照）。

条例第 36 条第 2 項は、行動計画の策定にあたっては同委員会の意見を聴くものと規定しています。権利委員会は「第 5 次川崎市子どもの権利に関する行動計画への意見」（平成 28 年）をまとめ、条例はあらゆる子どもの関わる他の条例・施策に対して規範的意義を持つものであるとして、行動計画においては、条例の理念を計画の基本理念とすべきこと、子どもへの切れ目のない支援、いじめや児童虐待等の困難を抱える子どもへの支援、子どもの居場所の支援を重点的に推進するべきとの意見の提出を受けました（P.54 参照）。

第 5 次行動計画はこのような権利委員会の意見と、児童虐待やいじめなど、現在の社会において見過ごせない子どもの権利への侵害の状況を踏まえて策定しました。



3 計画の位置付け

(1) 川崎市総合計画との関係

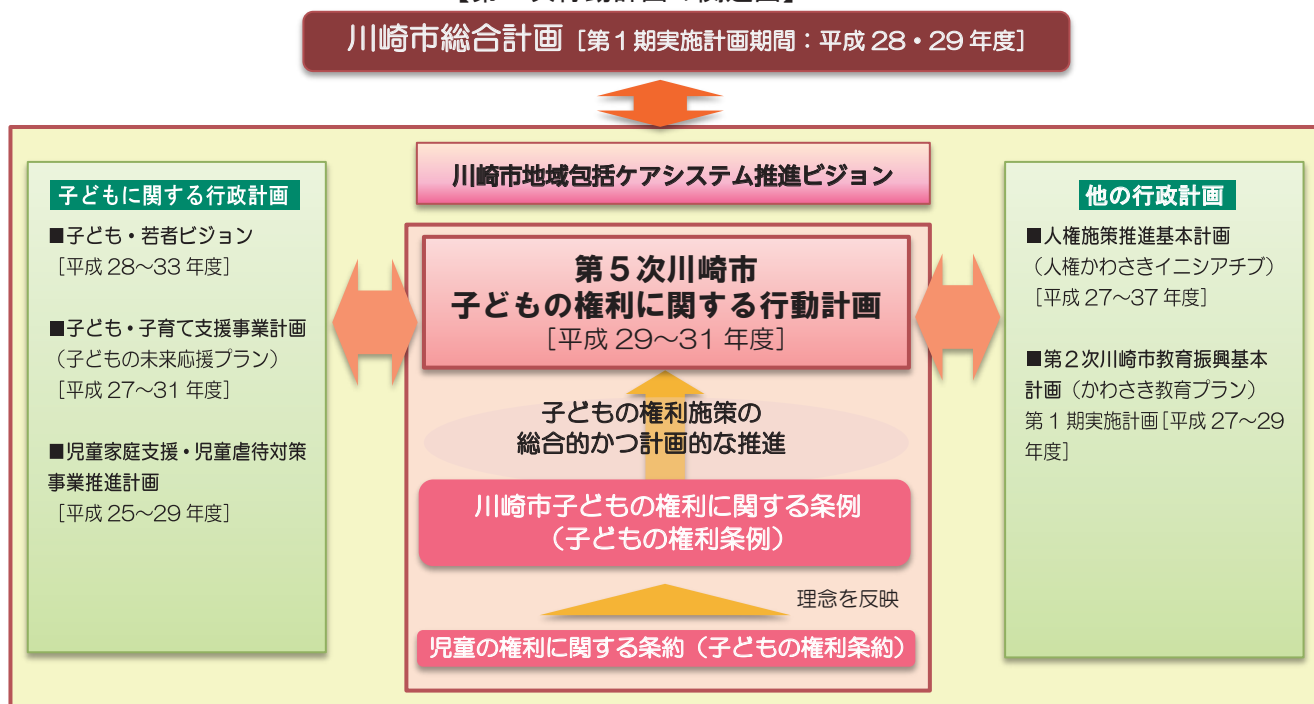
本計画は、「川崎市総合計画」と連携し、同計画の施策5-2「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」における「平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進」の中の、「子どもの権利施策推進事業」を推進するための行動計画として位置付けています。

(2) 他の計画との関係

条例第3条では、市はあらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければならないとしており、条例の理念は子どもに関わるあらゆる施策の指針となるべきものです。

本計画は、子どもを含む全ての地域住民を対象にし、本市の個別計画の上位概念に位置づけられる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や、「川崎市子ども・若者ビジョン」、「川崎市子ども・子育て支援事業計画（子どもの未来応援プラン）」、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」等の子どもに関わる各種計画、「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」、「川崎市教育振興基本計画（かわさき教育プラン）」等の内容との整合性を図り、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

【第5次行動計画の関連図】



4 計画の期間

第5次行動計画の期間は、平成29（2017）年度から平成31（2019）年度までの3年間とします。